

南条玄蕃について —後北条氏の政策の一つの表われ—

石 渡 隆 之*

On Nanjō Genba

—One of Go-Hojo's Policies, in 16th Century—

Takayuki ISHIWATA

天正十八（1590）年正月四日、相模国三浦郡公郷佐竹⁽¹⁾に北条氏から二通の内容的にほとんど同じような文書がもたらされた。一通は佐竹の土豪長嶋左京亮⁽²⁾に宛て、他の一通は佐竹のおもだつた百姓四人（連名）⁽³⁾に宛てて出された年貢の督促状である。この二通の文書の解説については、すでに岩崎義朗氏が「相模国三浦半島の古文書について」⁽⁴⁾において手がけておられるので、ここでは再びくりかえさないことにとする。ただ、この文書の中の百姓宛のものにみえる南条玄蕃についての岩崎氏の見解には、筆者の見解とやや異なるところがあると思われる所以、一応の単見を述べて大方のご批判を仰ぐこととしたい。

まず、南条玄蕃について、文書⁽⁵⁾のうえにどのように表われているかをみると、
「佐竹方年來不納所ニ付而玄蕃を相払面々共に申付刻納所可有如何由断候へよもす 八人相談御
年貢進納可申由雖申定、結句如前々不調之間、此度成敗キ 挿 払歟如何様南条ニ可申付候へ共
却而年來の好身を思召令赦免上は、……（以下略）」

つまり、「玄蕃を相払」と「南条ニ可申付」との二か所に出てきているのである。

この南条玄蕃について岩崎氏はいかなる解釈をされているかといえば、
「公郷に続く隣接地森崎の領主南条玄蕃が佐竹を差配していたが、之もまた年來の不納所であるためその役を免ぜられ」たとし、「南条玄蕃を免じてその方の者共にその年貢を申付けた結果八人相談の上、申定たけれども結局は前々のように不調であったのでこの度こそは成敗するか、揃払にするかそれを如何様にするかを南条に申付けようと思っていたが……」
ということである。

南条玄蕃が追放されたこと、その南条玄蕃が復帰して事に当たっていることは、文書に示すとおり事実である。しかし、南条玄蕃が年貢未納で役を免ぜられたという（その原因が間違いないものとするならば）ことは、年貢未納を叱責されている百姓と同じ立場に立つもので、その南条玄蕃が一転して百姓を成敗する側に立っているというのはどのように解すべきであろうか。南条玄蕃の納付すべき年貢を肩替りされた百姓が、その南条玄蕃から指図を受けるに至るというこの解釈に矛盾がないとするならば、その転機となるべき途中の説明の省略があるようと思える。

その前に、「南条玄蕃が佐竹を差配していた」というが、隣接「森崎」の領主がいかなる権限をもって「佐竹を差配し」えたのであろうか。そして「差配」とは具体的にいかなる状態をいい、ま

1. 「佐竹」については拙稿「後北条氏治下の三浦郡公郷」（『横須賀市博物館雑報』No. 9. 1963）を参照
2. 前掲拙稿参照。長嶋氏については昭和二十五年六月法政大学史学会第一回例会において「中世末期東国に於ける地侍の性格とその一動向」の一部として発表したことがある。同発表をしたという旨の記録は『法政大学史学会々報』第一輯（1950・9）を参照
3. 善右衛門 新左衛門 与三左衛門 集人
4. 『横須賀市博物館研究報告（人文科学）』第7号 1963
5. 『相州文書』（東京大学史料編纂所所蔵）

* 横須賀市池上町 3848

たそれはいかなる根拠に基づいていうのであろうか。

さらにまた、そもそも南条玄蕃が追放された原因は百姓と同じように「年來の不納所であるため」であったのであろうか。

こういった解釈は、もちろん文書の個々の文辞の解釈が先行しなければならないであろうし、さらに文書そのものの構成、文書相互間の関係、また広く当時の社会的背景などを考慮してなされなければならないと思うのであるが、岩崎氏の解釈には、上記のように必ずしも十分に説明がなされているとはいえない点があるよう思える⁽⁶⁾。

いったい南条玄蕃とはいかなる人物であろうか。いまそれを述べる前に順序として「南条氏」の概要について触れておきたい。

太田亮氏は二十四種の「南条氏」をあげておられる⁽⁷⁾が、そのうち小稿の南条玄蕃の系統に關係があると思われるのは次のとおりである。

①藤原姓 太宰權帥隆家の子孫で薩摩祐能の子、十郎祐広を祖とするという。しかしその実、おそらくは次項の藤原南家工藤氏族と同族であろう。

②藤原南家工藤氏族 伊豆田方郡南条より起る。工藤二階堂系図に、

祐経——祐長_{薩摩守}——祐広_{坂本南条十郎}

とある。十郎祐広は前項の十郎祐広と同一人で、その所伝を異にするだけのものであろう。なおこの族は次項の伊豆の南条氏と関係があるはずであるが、詳細は不明である。

③伊豆の南条氏 田方郡南条より起る。鎌倉幕府の重臣で、東鑑、曾我物語、承久記、太平記、梅松論などにこの氏の名がみえる。後世、後北条氏に属し、世々四郎左衛門を称したという。

④武州佐々木氏族 前項の伊豆の南条氏と同族であろう。新編武蔵風土記⁽⁸⁾および同書にひかれた谷岡系図、さらに小田原編年録⁽⁹⁾によって略系を作成すると次のようになる。

氏綱——佐々木近江守——義重_{二男}——伊賀守

一重頼_{佐々木、六角。南条山城守。}

北条家に仕え、伊豆三島を領す。永祿七（1564）年五月満願寺を武蔵国深沢村に建立す。同年、伊豆国三島大明神を深沢村に勧請す。

一重長_{右京亮、後に山城守、小谷岡但馬、山崎但馬、谷岡但馬入道宗安。}

父とともに北条氏康から氏直に至るまで仕う。後、家を継いで父の所領荏原郡深沢村をそのまま賜い、深沢墨免々呂城を築く。旗本の侍大将となり、旗奉行を兼ね、騎馬五十騎、足軽二百人を預けらる。天正元（1573）年総洲関宿にて築田の城を攻めたとき、父とともに戦功があつたので感状を賜う。同八年駿河国浮島ヶ原で氏直と武田勝頼が合戦したときも、重長は氏直の手に属し、首数級を得たのでまた感状を賜った。同十年六月十八日武州賀美郡金窪（編年録では「上州

6. おそらく、三浦半島全体の古文書を対象とされる岩崎氏は、一つの文書に多くの紙数をさくことができず、結果的に説明不十分、または誤解をまねく表現とならざるをえなかったのであろう。もっとも小稿においても「文書そのものの構成」や「文書相互間の関係」などには論及していない。（小稿の最後に述べるように、それは他日を期すつもりである。）が、一応はそういった考察を背景に持つものであることはいうまでもない。

7. 太田亮『姓氏家系大辞典』

8. 「新編武蔵風土記稿」卷之四十九荏原郡之十一等等力村の条および卷之五十一荏原郡之十三深沢村の条『大日本地誌大系新編武蔵風土記稿』第二卷および第三卷）

9. 「小田原編年録」は『東京市史外編集註小田原衆所領役帳』に収録されたところによる。

金窪¹¹)にて氏直と滝川左近将監一益と対陣したとき、敵の大将津田某とわたりあい、長刀で津田を討取り、比類なき働きをあらわしたとの感状を賜った。その長刀は世々家に伝わるという。同十八年小田原籠城のときは、城より西の方小嶺山の持口を守護した。その年七月和議の事定まり、氏直はそのまま高野山に登り、これより籠城の諸士はさまざまに離散したので、このとき重長も流浪の身となり、旧領の深沢村へ引きこもり、深沢塙をこわして平地とし、そのまま蟄居した。この年兎々呂城出丸の寺を深沢の原へ引き移し、兎々呂城の満願寺と称した。またそのころ名を変じて山崎但馬といった。文祿年中(1592~96)に至り重長の旧友の御家人等が昔のことを見忘れず、頻りに乞うたので御家人に加えられることにきましたが、そのころ重病にかかったので、甥の藤川祐次郎佑将を替りにすすめた。その後病もなおったので入道して宗安と号した。元和九(1615)年十一月二日深沢にて死す。年七十三

一重繼

右京亮。初めは南条といったが後、山崎と改めまた谷岡太郎兵衛と改む。

北条氏直の没落後、父とともに深沢の地に引きこもり、父の命によりその地に伊勢の内宮外宮を移して社を建て(神明社)また居宅の鬼門に八幡宮を勧請した。承応二(1653)年十二月二十八日死す。

一重久

谷岡又左衛門

分部伊賀守某に仕え、その身は深沢にあって分部家の事を承り、浪人分などいうものを加えらる。深沢村に薬王山医王寺(満願寺末)を建立した。元禄四(1691)年正月九日七十七才にて死す。法名法寿院

一重將

又左衛門

⑤藤原流(平姓) 寛永系譜には伯耆の南条氏の流としているが、おそらくは伊豆の南条氏と同族であろう。寛政重脩諸家譜¹⁰南条氏系図に、

南条

寛永系図につたへいふ、伯耆国南条の流なり。いまの呈譜に藤原氏なりといふ。しかれども其他の家、みな伯耆の南条にして平氏なりといふときは、家譜誤り伝ふるならむ。よりてひとへに寛永系図にしたがふ。

某

因幡 今の呈譜、帶刀則親に作る。

北条美濃守氏規が家老となりて上野国館林の城代たり。のち北条美濃守氏盛及び其子美濃守氏信につかふ。

一則勝

帶刀 母は某氏

はじめ北条氏規につかへ、のちめされて東照宮につかへたてまつり、御代官をつとむ。寛永五年三月死す。年七十。法名春覚

一則門

金左衛門 今の呈譜 則政に作る。母は某氏

父則勝とともに御代官をつとめ、則勝死するのち大河内金兵衛久綱に属し、武藏国忍羽生領を支配し、寛永十九年十二月十日廩米二百俵をたまふ。某年死す。法名常清

10. 「寛政重脩諸家譜」卷第五百七十一平氏支流南条(『寛政重脩諸家譜』第三輯)。本系図のうち小稿に必要なのははじめの部分だけであるが、参考までに原形どおりを掲げた。

一則綱

金之丞 勘兵衛 今の呈譜、則盛に作る。母は某氏

寛永十五年御勘定となり、のち廩米百俵をたまひ、寛文元年閏八月五日上野国館林領の地を監せしにより、白銀二十枚をたまふ。二年十二月二十二日五十俵を加賜せらる。四年十二月十日遺跡を継、さきにたまひし廩米はおさめられ、のち御代官となる。某年死す。法名淨玄

一則弘

權三郎 金左衛門 母は某氏

寛文四年三月二十九日御勘定となる。十年七月八日遺跡を継、御代官に転じ、某年死す。法名円瑞。妻は市川孫右衛門某が女

一則明

あきら
伊左衛門 金左衛門 実は竹村与兵衛嘉齊が五男。母は猪井氏の女、則弘が養子となる。

宝永四年四月二十七日遺跡を継、二十八日御代官となり、享保元年十月十九日豊後國にをいて死す。年四十八。法名淨範。妻は窪田長五郎黄房が女

一嘉包

伊太郎 九兵衛 竹村惣左衛門嘉躬が養子

一則房

伝蔵 金左衛門 母は黄房が女

享保二年父が租税の滯を皆済せしにより、十月九日遺跡を賜ひ、小普請となる。時に十三才九年八月十三日甲府城の勤番に列し、これより代々かの地に住す。宝暦九年十二月十五日、年ごろ怠りなく勤めしにより、白銀十枚をたまふ。明和七年十一月四日死す。年六十六。法名志貞。甲斐国府中の淨興寺に葬る。のち代々葬地とす。

一則門

金次郎 母は村田氏

宝暦四年十二月二十一日勤番となり、明和三年五月十五日はじめて浚明院殿にまみえたてまつり、九年二月番を辞す。安永三年十二月十二日勤番に復し、天明元年十二月十二日致仕す。寛政八年六月二日死す。年六十三。法名池山。妻は山崎長九郎春房が女。

一女子

山崎弥太郎春元が妻

一女子

吉川藤次郎正長が妻 のち離婚す。

一女子

葛木甚九郎盛房が妻

一則久

多野右衛門

一貞房

熊之助 小笠原友三郎貞高が養子

一則方

九郎兵衛 竹村を称す。

一則直

彦六 母は春房が女

天明元年十二月十二日を家を継、勤番となる。寛政八年五月二十六日死す。年四十一。法名道覚。妻は権太金十郎成正が女

一則永

斧四郎 周鑑

出家して甲斐国塩山向嶽寺の東陽軒の弟子となり、のちその住職となる。

一則吉 藤五郎

一則次 銀藏

一則常 留藏

一則正 文次郎 母は成正が女

寛政八年八月四日遺跡を継 時に十六才 壱米二百俵

一女子

一女子

家紋 上り藤 鶴菱 寛永系図 鶴の団

以上の南条氏はそれぞれ伝を異にしているが、互に関連があるらしい。というよりもむしろ同一氏族の分流が、それぞれ後になって系譜を作成した関係上、若干の相違を示したものとみるべきであろう。そしていずれも後北条氏の家臣に關係があるということは南条氏の勢力を知るうえに重要な示唆を与える。とくに武州佐々木氏族中にみえる南条右京亮重長と、藤原流（平姓）の南条因幡とは何らかの意味で南条玄蕃と関係があろう。そこでこの両名については以下になお若干の考察を試みておきたい。

まず南条右京亮についてみると、小田原衆所領役帳⁽¹¹⁾には次のように記されている。

一南条右京亮

八拾壱貫九百文 西郡宮地

此内

廿三貫三百文 有物丙刃検地辻

弐百拾貫文 中郡堀三保

五拾貫六百文 中郡温水 刃歳検地辻

此内

卅貫六百文 壬刃検地増分

四拾四貫六百五拾文 同東田原

拾五貫文 同蓑毛

以上四百五貫百五拾文

此内

三百五拾貫文 従前々到来

残而

五拾五貫百五拾文 除役

(云)

但此内卅貫六百文温水寅検地増分重而惣次検地之上役可被仰付者也

此外

百五拾貫文 豆州松本郷(江)

此内

百貫文 寄子六人給(恩)忍ニ被下(役錢)

知行五ヶ所夫錢假ニ
而為合力南条被下(為)
(=)

11.『東京市史外編集註小田原衆所領役帳』また『続群書類從』(国史大系本) 卷七一一武家部五七「小田原衆所領役帳又北条家所領役帳」による。以下「役帳」と略称する。

数字のうえで若干計算の合わないところもあり、また内容的に必ずしも意味が明らかであるとはいえない点もあるが、一般に役帳の記載方式が一人につき二、三行でかたづけられているのと比較したとき、南条右京亮一人についてこのように複雑膨大な記載があるということは、その数字の内容とあいまって彼の勢力が北条氏中に重きをなしていたことを物語るものといえよう。

とくに、いったん四百五貫百五拾文と計を出しておきながら「此外百五拾貫文」を後記していることは注目すべきであって、これはこの部分が後から南条右京亮に附加されたものであることを示している。百五拾貫文の内訳の百貫文および五十貫文の説明書きにそれぞれ「被下」という文字がみえるが、役帳を通じてみればわかるように、これは基本的な部分に対してこの部分が後から「被下」れた場合の記載方式とみるべきものと思うのである。

そしてさらに注目すべきことは、ここに「寄子六人給」とあることである。つまり南条右京亮には少なくとも六人の寄子があったこと、それも役帳が記載された永禄二（1559）年を去ることそれほど遠くない過去に寄親寄子関係が成立したらしいことが推測できるのである。

その寄子の六人とはだれか。役帳から南条寄子の肩書のある者を拾うと次の七人の者が検出される。

一五拾七貫文	南条寄子 杉山彦五郎
伊豆原本内	
此内七貫文 弦銭ニ被下 役なし	
一卅貫文 林御代官所内	南条寄子 伊東与九郎 (にて) (=) (藤イ)
御代官所之内ニ而被下付而 不准知行半役普請南条ニ付可致之	
一卅貫百六拾三文	南条寄子 桑田源左衛門 (幸イ)
入不斗	
前々無役普譜等者 半役南条ニ付可致之	
一拾八貫文	南条寄子(イナシ)(十イ) 近藤 孫 三 郎
廿沼	
右同前	
南条寄子 一 佐野藤左衛門	
廿貫文 奈古谷内	
三貫六百文 飯米銭 御藏出	
右同理	
南条寄子 一 行谷藤五郎	
拾貫文 行谷一 色 内 (宮イ)	
式貫四百文 飯米 御藏出	
南条寄子 一 窪總兵衛	
拾六貫七百五拾文 矢作	
拾五貫四百文 御藏出	
此内 三貫九百文 引銭	
普請半役南条ニ付而可致之出銭着到ハ可為本役	

北条氏は南条氏に寄子給として百貫文を与えているのであるが、それも寄子六人を対象としてであって、上記の寄子のうち一人はこの対象からはずされているわけである。いったい寄親寄子の編成発生⁽¹²⁾にはいろいろのケースがあったと思われるのであるが、南条氏は三崎城代という権力を背景に強引かつ早急に寄親寄子関係を編成したと思われる。したがってそこには若干の無理が生じ、経済的にも北条氏から当面は寄子給を仰がなければならないほどであった。北条氏としては原則的には寄子給を与えてまで南条氏の勢力を強固ならしめる必要はなかったはずであるが、三浦郡という特殊性（三浦郡内部の事情、対房総に関する措置）のうえから、その三浦郡を支配する南条氏の要望に応じたものであろう。しかしそれにしても寄子給を六人に限定したことは、南条氏の寄親寄子の編成に必ずしも表面上なっとくできない事情にあるものが一人いたためと思われる。それは、おそらく、「林」における伊東与九郎のそれが該当すると思われる所以であるが、その間の事情は後に推測することとしたい。

ともあれ、ここでは、南条氏が寄子を把握することによって、その勢力を扶植している状態を指摘しておきたい。

（未完）

12. 南条寄子に限らず、山中寄子、大貝寄子等、三浦郡においては寄親寄子関係のきわだつてめだつのが特徴的で、北条氏の支配態勢を検討するうえの重要な問題点の一つである。この解明については他日を期したい。